

ひとり親家庭への制度

1 児童扶養手当

離婚等により父親（母親）と生計が別になっている18歳までの子どもを養育している母親（父親）等に支給されます。（所得制限あり）

	令和3年度手当額
本体額	10,180円～43,160円
第2子加算額	5,100円～10,190円
第3子加算額	3,060円～6,110円

お問い合わせ：役場保健福祉課福祉・子育て支援グループ
TEL：4-2511（内123） IP：4-251104

2 ひとり親家庭等医療費助成

18歳までまたは20歳（専門学校等に在学中で親に扶養されている方）までの子どもがいるひとり親家庭の親と子どもに対して医療費の助成があります（所得制限あり）。中学生までの子どもは乳幼児等医療費助成制度（4ページ）と同様の助成が受けられます。

お問い合わせ：役場保健福祉課福祉・子育て支援グループ
TEL：4-2511（内125） IP：4-251104

3 母子・寡婦福祉資金

母子家庭等の児童を対象に各種資金を無利子で貸し付けします。

・就学資金 ・生活資金 ・事業開始資金 ・技能習得資金

お問い合わせ：役場保健福祉課福祉・子育て支援グループ
TEL：4-2511（内123） IP：4-251104

